

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和 3 年 12 月 8 日

全国健康保険協会山口支部

支部長 尼田 剛

1. 調達内容

(1) 調達案件

令和 3 年度 「伝える力」向上研修にかかる業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 研修実施日(数量)

全 2 回: 研修 1 回あたり 2 時間、1 回あたり 9 名程度の受講)

・令和 4 年 2 月 8 日

・令和 4 年 2 月 10 日

(4) 履行場所

全国健康保険協会山口支部会議室

(山口市小郡下郷 312 番地 2 山本ビル第3)

(5) 見積競争方法

契約は、総価にて行う。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

2. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒754-8522 山口県山口市小郡下郷312番地2山本ビル第3

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ

電話 083-974-0531 (担当)鈴木

(2) 見積書提出期限

令和 3 年 12 月 23 日(木) 12 時 00 分 厳守

【3. 参加条件(4)について確認できる書類(登壇予定講師のプロフィール及び研修実績が確認できる書類:任意様式)を添付すること】

(3) 問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部 企画総務グループ担当:鈴木

電話 083-974-0531

3. 参加条件

- (1)全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規程に該当しない者であること。
- (2)仕様書に沿って、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (3)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4)研修実施講師は、調達内容1(1)の研修について十分な経験・実績を持ち、直近 3 年以上の実績を有すること。
- (6)法人事業所であること。

4. その他

- (1)競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (2)当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (3)見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会山口支部宛てに提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (4)見積金額は、本調達に係る全ての費用を見込むこと。
- (5)見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (6)当該案件を履行できると全国健康保険協会山口支部長が判断した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約対象者とする。
- (7)見積結果については、別途すみやかに連絡するものとする。
- (8)請書の作成の要否 要

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1)契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2)破産者で復権を得ない者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。